

取水ポンプ室等耐震診断業務委託

特記仕様書

四日市市上下水道局

第1章 共 通 事 項

第1条 目 的

本業務は、既存水道施設について耐震診断(二次診断)を行うものである。

第2条 業務計画書

契約後速やかに業務計画書を作成し、甲に提出して承認を得るものとする。

第3条 疑 義

受託者は、業務の方針及び条件に疑義を生じた場合は、協議し明確にするものとする。

第4条 機密の保持

受託者は、本業務上知り得た一切の事項を外部に漏らしてはならない。

第5条 変更契約

作業の途中において発注者の都合により、その内容に変更が生じてもそれが軽微な場合は受託者の負担によりそれを処理する。

第6条 法令等の遵守

受託者は、業務の実施に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

第7条 提出書類

受託者は、本業務の着手及び完了に当たって第2章第2条の成果品の外、次の書類を提出すること。

- ・業務着手届
- ・業務計画書
- ・議事録
- ・業務完了届

第8条 技 術 者

1. 受託者は、設計業務等における管理技術者・照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
2. 各工程における担当技術者は同種業務の実務経験を有すること。
3. 照査技術者は、照査計画を作成し業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。
4. 照査技術者は、業務完了に伴って照査結果を照査報告書としてとりまとめ照査技術者の署名捺印のうえ管理技術者に差し出すものとする。

第2章 委託業務

第1条 対象施設

別添1参照

第2条 業務内容

耐震診断は、既存資料及び目視調査により対象施設の敷地状況、施工状況、劣化状況、増改築・改修の有無を考慮して実施する。

1. 設計協議

(1) 初回打合せ（1回）

仕様書の内容確認（内容把握、設計工程、方針、検討事項の内容等）、借用資料等の確認

(2) 中間打合せ（2回）

業務作業中に発生する諸条件に関する確認

(3) 最終打合せ（1回）

業務作業完了時における総括説明、成果品納入、検収立会い

2. 現地調査

第1条にあげる対象施設について、以下の現地調査を実施する。

- ① 設計図面と建物現状との照合及び構造体に生じている亀裂・変形・老朽化等の構造的欠陥(経年指標)の調査を行う。
- ② 不同沈下や建物傾斜が認められる場合は、実測調査を行う。
- ③ 構造体の圧縮強度試験及び中性化深さ試験を実施する。
 - ・ 圧縮強度試験は、シュミットハンマーによりコンクリート強度を確認する。
 - ・ シュミットハンマーによる強度試験は、主要構造部から原則として各階、施工時期ごとに3カ所以上で実施する。
 - ・ 中性化深さの試験は、躯体の一部を研り、かぶり調査と合わせて現地にてフェノールフタレインの散布により測定する。
 - ・ 研り部位は、非破壊鉄筋探査機により既存鉄筋や電線管などを損傷することのない位置を十分注意して選定する。
 - ・ 研り跡は、調査終了後、速やかに調査前の状況(塗装を含む)に復旧する。
- ④ 構造体に生じている亀裂・変形・老朽化等の構造的欠陥(経年指標)は目視または必要に応じて打音調査を行う。
- ⑤ 一次スクリーニングを行い、使用仕上材・施工時期、またはメーカーヒアリングによりアスベストの含有の有無を判断する。
- ⑥ 建物の劣化状況等の調査を行うこと。

3. 耐震診断

(1) 建築構造物

- ① 鉄筋コンクリート造は、「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・改修設計指針同解説」（日本建築防災協会）等診断基準に基づいて耐震性能の判定を行う。なお、コンクリートブロック造の耐震診断については、公的機関によって設定された基準・指針は見当たらないことから、鉄筋コンクリート造に準拠すると共に、佐賀県または、福岡県建築物耐震性能判定特別委員会の方針

を参考とする。

- ② 判定は、桁行・梁間方向それぞれについて、原則として階ごとに正・負方向からの加力時について算定し、それぞれ低い指標方向の結果を1枚の診断結果表にまとめるものとする。また、その総括として耐震性能判定表に記載する。
- ③ 本委託では第三者機関（評定機関への審査）を、行わないものとする。

4. 耐震補強計画の策定

- (1) 耐震性能が満足されない場合は、施設の耐用年数と補強の程度等を考慮して概略的な耐震補強案について検討を行い、プラント設備の仮設等を含めた施工方法も含めて最も経済的な方法を選定する。
- (2) 対象施設は、稼働中のため仮設計画については、運転の支障とならないように検討すること。
- (3) 劣化対策における修繕案を検討し、概算事業費を算定して耐震化計画の検討を行う。

(4) 4. 耐震診断において、耐震性能が満足される場合は、(1) (2) (3) の耐震補強計画の策定を行わず、耐震補強計画の相当額を設計変更の対象とする。

5. 修繕計画の策定

- (1) 施工年度、材質、目視から建築物（建築設備を含む）の修繕計画（外壁塗装、防水等）を作成する。

6. 成果品

以下のものを製本し提出する。

(1) 耐震診断結果報告

- ① 対象建築概要
- ② 診断の方針
- ③ 診断結果の概要と建物の性質
- ④ 診断結果
- ⑤ 耐震補強計画（補強計画平面図、工事費概算書を含む）
- ⑥ 総合所見
- ⑦ 現地調査に基づく平面図、立面図、構造図（基礎伏図、各階梁伏図、各通り軸組図、断面リスト）と既存建築物の所見
(注) 各図は新規に作成すること。（電子データも併せて提出のこと）
- ⑧ 既存建物の現地調査結果報告書
- ⑨ 現地調査報告書
- ⑩ 計算過程
- ⑪ 修繕計画
- ⑫ その他資料

(2) その他診断・点検業務において使用した資料等

(3) 規格及び部数

- ① 耐震診断報告書（A4版製本） 3部
- ② 耐震診断プログラムを使用した場合は、出力

※ただし、耐震補強計画を行わない建物は、⑤ 耐震補強計画の提出を不要とする。

第3条 その他特記事項

1. 現在、対象施設の全てが稼働しているため現地調査に当たっては、当該施設管理者と作業内容及び工程等について十分な協議を行い、安全管理について十分注意して実施すること。

○仕様書追記事項

【 注意事項 】

(1) 個人情報の取り扱いに関する事項

この契約による業務を行うに当たり個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報という。）を含む。）を取り扱う場合においては、別に定める「個人情報取扱注意事項」を遵守すること。

(2) 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

（1）不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

（2）契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

（3）(1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(3) 障害者差別解消に関する事項

1. 対応要領に沿った対応

（1）この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

（2）(1)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

2. 対応指針に沿った対応

上記 1 に定めるもののほか、受託者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による業務の委託を受けた者(以下「乙」という。)は、この契約による業務を行うに当たり、個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(受託者の義務)

第2 乙及びこの契約による業務に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、当該業務を行うに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による業務において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うに当たって知り得た個人情報を当該業務を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う業務の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による業務を行うために、個人情報を収集するときは、当該業務を行うために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再委託の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、前項の承諾により再委託(下請を含む。以下同じ。)する場合は、再委託先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再委託先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したものを含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。

3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による業務を行うに当たって、甲から提供された個人情報記録された資料等を、当該業務の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。

(1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断

(2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕

3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による業務を第三者に委託し、又は請け負ったときは、当該業務の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により、甲又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。

4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合には、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による業務における個人情報の適正な取扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による業務を行うに当たって、個人情報の取扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

水道施設 耐震対策一覧表

別添1

	水源系 施設名称		建物名称	建設年度	構造	基礎構造	延床面積 有効容量(m ²)
1	内部水源系	内部4号井	ポンプ室	S38	鉄筋コンクリート造+コンクリートブロック造(上部)	直接基礎	22.08
2	内部水源系	笹川団地配水池	電気室	S45	コンクリートプレハブ構造 平屋	直接基礎	40.13
3	内部水源系	内部水源地	消毒室	S53	鉄筋コンクリート造 平屋	直接基礎	50.00
4	朝明水源系	朝明配水池	1、2、3号井操作室	S40、S41、S43	鉄筋コンクリート造 平屋	直接基礎	16.52
5	朝明水源系	朝明2号井	ポンプ室	S42	鉄筋コンクリート造+コンクリートブロック造(上部)	直接基礎	39.96
6	三滝水源系	三滝5号井	ポンプ室	S40	鉄筋コンクリート造+コンクリートブロック造(上部)	直接基礎	39.96
7	三滝水源系	三滝水源地	消毒室	S52	鉄筋コンクリート造 平屋	直接基礎	73.50
8	三滝水源系	みゆき加圧ポンプ所	加圧ポンプ所	S57	コンクリートブロック造	直接基礎	17.51
9	三滝西水源系	三滝西3号井	ポンプ室	S43	鉄筋コンクリート造+コンクリートブロック造(上部)	直接基礎	29.96
10	三滝西水源系	一生吹配水池	操作室	S43	コンクリートブロック造	直接基礎	12.89
11	三滝西水源系	三滝西水源地	コンプレッサー室	S44	鉄筋コンクリート造+コンクリートブロック造(上部)	直接基礎	38.43
12	三滝西水源系	水沢配水池	計器室	S52	コンクリートブロック造	直接基礎	9.72
13	三滝西水源系	三滝西水源地	直流電源室	S54	鉄筋コンクリート造	直接基礎	50.00
14	小牧水源系	あがた配水池	操作室	S46	コンクリートブロック造	直接基礎	17.64
15	小牧水源系	長深取水場	電気室	S49	コンクリートプレハブ構造 平屋	直接基礎	43.05